

任意継続被保険者資格取得申請について

1. 任意継続被保険者となるための条件及び期間

退職により被保険者資格を喪失する日の前日までに、連続して2ヵ月以上の被保険者期間があることが必要です。継続期間は、最長で2年間です。

2. 資格を取得するための手続き

資格喪失日から20日以内に、必要書類を印刷健保へ届け出てください。なお、郵送で手続きされる場合は、下記①～④の書類と初回分の保険料（月がまたがった場合は、2ヵ月分）を必ず現金書留で送付してください。

- ① 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」
- ② 現住所の確認できるもの（例：運転免許証や公共料金の領収書の写し、住民票 等）
- ③ 被扶養者の申請がある場合の必要書類（別紙「被扶養者添付書類一覧」を参照ください）
- ④ 「任意継続被保険者の皆様へ」
初回分の保険料（月がまたがった場合は、2ヵ月分）

3. 申請上の注意点

1) 被保険者の申請

記号・番号欄は在職中の被保険者証のもので、「送付先住所」は、保険料の納付書の送付先です。住民票の住所と同じ場合は□にチェックを入れ、記入の必要はありません。「自宅」「携帯」は、連絡先として電話番号を登録させていただきますので、必ずいずれかにご記入ください。

「納付方法選択区分」欄には、希望される保険料の納付方法（毎月・半期前納・年度前納）のいずれかを○で囲んでください。前納で納付する場合は割引がありますが、前納での納付ができない場合もありますので、希望される方は必ず事前にお申し出ください。

なお、記号番号に代えてマイナンバーでの申請も可能ですので、備考欄にご記入ください。マイナンバーによる申請には、別途添付書類として個人番号および本人確認の添付書類が必要になります。

2) 被扶養者の申請

在職中に被扶養者がいる場合は、申請時に確認させていただきます。健康保険の被扶養者になれるのは、日本国内に居住し、「主として被保険者によって生計を維持されていること」が原則です。場合によっては、被扶養者から削除させていただくこともございますのでご注意ください。

扶養している16歳未満の子供以外は、収入が証明できる書類を必ず添付願います。16歳以上の子供が学生の場合は、学生証の写しもしくは在学証明書を添付ください。

被扶養者の収入には、給与所得・各種年金収入・失業保険給付・不動産収入等、名称を問わず全ての収入を含みます。被扶養者となれる収入の基準は、年間で130万円未満（60歳以上の方、または障害年金の受給要件に該当する障害者の方は年間180万円未満）、かつ被保険者の年間収入の1/2未満です。別居の場合は、別途規定がございます。

3) 給付金振込口座

「給付金振込口座」は申請者名義の口座でお願いします。口座名義名は、カタカナでお名前をご記入ください。

全国印刷工業健康保険組合 〒110-8646 東京都台東区東上野 1-7-2 Tel 03-5834-3180

※ ご不明な点につきましては、印刷健保までお問い合わせください。